

令和3年度（夏期）地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の開催趣旨

千葉県健康福祉政策課
地域医療構想推進室

本県では、医療関係者・社会福祉団体、市町村、医療保険者等の幅広い関係者から、地域における医療提供体制の課題や今後必要となる取組等について意見交換を行う場として、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議を開催しています。

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、皆さまにおかれましては大変お忙しいところと存じますが、以下の事案をはじめとする議題を当会議で協議することについて、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

① 千葉県保健医療計画の中間見直しについて

本県の保健医療に関して総合的に定めた「千葉県保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）は、在宅医療その他必要な事項について3年ごとに調査、分析及び評価を行い、見直すこととなっています。

このたび、在宅医療の確保に関する事項及び千葉・東葛南部・東葛北部医療圏における基準病床数（療養・一般病床）等について見直しを行うことから、見直しの方針について御意見を伺います。

② 公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証に係る対応について（一部医療圏該当）

「公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証」とは、国が高度急性期・急性期機能を有する公立・公的医療機関等を分析し、国が定めた領域で「診療実績が特に少ない」または周辺の医療機関と「類似かつ近接している」と評価した医療機関に対して、令和2年1月に将来に向けた担うべき役割や病床数の再検証等の要請を行ったものです。

国の通知においては、対象医療機関が国の分析結果を踏まえて検討の上、検討結果を反映した具体的対応方針について地域医療構想調整会議で協議し、合意を得ることとされています。

各対象医療機関の再検討結果を反映した具体的対応方針が、地域の医療提供体制において妥当か、また、真に地域医療構想の実現に沿ったものであるか、御意見を伺います。

③ 病床機能再編支援事業について（一部医療圏該当）

当事業は、地域医療構想の実現のため、療養病床又は一般病床を有する医療機関が病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、地域医療構想調整会議の議論の内容等を踏まえ、削減病床に応じた給付金を支給する事業です。

事業要望のあった医療機関の事業内容が、地域における病床機能の分化及び連携の推進に資するものであるかについて、御意見を伺います。